

**令和7年度「絵本のまちひろば」運営委託
プロポーザル方式実施要領**

令和7年1月31日

令和7年度「絵本のまちひろば」運営委託事業者選定委員会決定

(目的)

第1条 この要領は、板橋区が行う令和7年度「絵本のまちひろば」運営委託を実施するにあたり、価格だけでなく、最適な業務実行の観点などから、複数の事業者からの多様な提案を求め、公正かつ公平な方法で、本業務の最適な事業者を選定する方式（以下「プロポーザル方式」という。）を実施するにあたり必要な事項を定めることを目的とする。

(募集方法)

第2条 参加を希望する者の募集は、別紙「令和7年度「絵本のまちひろば」運営委託募集要項」（以下「募集要項」という。）のとおり実施し、窓口における掲示、広報いたばし、区ホームページ等に掲載を行い、1週間以上の募集期間を設定する。

(参加資格要件)

第3条 令和7年度「絵本のまちひろば」運営委託プロポーザル方式の参加者は、以下の項目を全て満たしているものとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 東京都板橋区競争入札参加有資格者指名停止要綱(平成17年3月31日区長決定)による指名停止を受けていないこと。
- (3) 参加者及びその役員等が以下の項目に該当しないこと。
 - ア 暴力団員等である、又は暴力団員等が経営に事実上参加している。
 - イ 暴力団員等を雇用している。
 - ウ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難される関係を有している。
- (4) 提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。
- (5) 提案金額が契約上限額の範囲内であること。

2 プロポーザル方式の参加者が契約締結までの間に前項に規定する参加資格要件を満たさなくなった場合は、その時点で参加資格を失う。提案採用者となっていた場合は、その決定を取り消す。

(参加申込方法)

第4条 募集要項、プロポーザル方式参加申込書(様式1)を区ホームページにより提供し、参加希望者には様式1の提出を求めるものとする。

2 様式1とあわせて令和7年度「絵本のまちひろば」運営委託事業者選定委員会(以下「選

定委員会」という。)が必要とする書類の提出を求めるものとする。

(質問及び回答)

第5条 参加者からの質問は電子メールで受付し別途期限を定め回答を作成し、区のホームページにより参加者全員に周知するものとする。

(審査項目及び審査基準)

第6条 選定委員会は、恣意的にならないよう公正性、透明性、競争性を備えた審査項目及び審査基準を設定する。

2 審査項目及び審査基準について、一次審査は別表1「評価書(一次審査)」、二次審査については、別表2「評価書(二次審査)」とする。

(一次審査)

第7条 選定委員会の委員長(以下「委員長」という。)は、一次審査通過者の選定を選定委員会に付すものとする。

2 選定委員会は、一次審査を書類審査により実施する。

3 選定委員会は、別表1に定める参加資格要件、審査項目及び審査基準に基づき一次審査通過者を選定する。

4 参加者が5者以内の場合は、一次審査は参加資格要件のみを審査する。ただし、参加者が6者以上の場合、審査項目及び審査基準について評価し、評価点の高い者から順に5者を選定する。

5 選定委員会は、前項の評価点が高い者が同点で複数いる場合、別表1に定める重要項目順位の高い項目の得点が高い順に決定する。また、この重要項目の評価点も同点の場合は、委員の多数決により決定する。なお、委員の多数決の結果が同数の場合は、委員長が決定するものとする。

6 委員長は、一次審査通過者及び不通過者に対し、結果通知を送付する。

7 一次審査通過者に対する通知においては、二次審査の日時、会場等の詳細を明示するものとする。

8 一次審査不通過者に対しては、その理由を明示するものとする。

9 参加者が6者以上であったため、審査項目及び審査基準について評価を行った場合は、その結果を公表するものとする。

(二次審査)

第8条 委員長は、一次審査通過者を選定委員会の二次審査に付すものとする。

2 選定委員会は、一次審査通過者によるプレゼンテーションを実施する。

3 選定委員会は、別表2に定める審査項目及び審査基準に基づき評価を行い、評価点の高いものから順に順位をつける。

4 選定委員会は、評価点の最も高い者を提案採用者として選定する。ただし、評価点が満

点の2分の1を超えないときは提案採用者とししないものとする。

- 5 選定委員会は、前項の評価点が最も高い者が同点で複数いる場合、別表2に定める重要項目順位の高い項目の点数が高い順に決定する。また、この重要項目の評価点も同点の場合は、委員の多数決により決定する。なお、委員の多数決の結果が同数の場合は、委員長が決定するものとする。
- 6 委員長は、選定委員会の選定結果報告に基づき決定した提案採用者及び不採用者に対し、結果通知を送付する。

(提案採用者の辞退及び参加資格要件喪失)

第9条 提案採用者が辞退した場合及び第3条第2項の規定に該当する場合には、前条第3項の評価順位が高い者から順に提案採用者とすることができる。ただし、二次審査の評価点が満点の2分の1を超えないときは提案採用者とししないものとする。

付 則

- 1 この要領は、決定の日から施行する。
- 2 この要領は、当該案件に係る履行完了日をもって廃止とする。